

令和元年度 あいち農業農村多面的機能等委員会
(あいち農業農村多面的機能委員会) 議事録メモ

開催日：令和元年10月8日(火)

場 所：愛知県西庁舎 2階 第11会議室

1 開会

あいさつ(略)

2 議事

- (1) 農業農村多面的機能支払事業の平成30年度実績報告について
- (2) 農業農村多面的機能支払事業の令和元年度実施状況について
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金事業の実施状況について
- (4) 優良活動表彰(「農地・水・環境のつどい」の開催)について

【農業農村多面的機能支払事業の平成30年度実績報告について】(資料1)

(伊藤委員)

9ページにある保全管理する施設は、418組織の合計の数値ですか。

(事務局)

はい。

(伊藤委員)

10、11ページにある組織の自己評価について、2年目及び4年目の組織が対象との説明がありました。昨年度も同様なグラフをつけてもらいましたが、評価年度によって対象組織は異なるということですね。ということは、例えば同一の組織が2年目と4年目でどのように変化したかということはこのグラフからは読みとれないということですね。

(事務局)

はい。

(伊藤委員)

わかりました。

また、12ページにある市町村の評価において、2年目については250組織が対象となっていますが、これは昨年度新たに活動を開始した組織が250組織あるということでしょうか。

(事務局)

5年間の活動を終え再認定を行った組織を含んだ数値となるため、すべてが新規組織というわけではありません。

(伊藤委員)

わかりました。

先ほどの組織の自己評価について、2年目と4年目の組織を対象としていることは国の仕切りによるものかと思いますが、組織が取組を進めるにつれてどのように変わってきているのかを把握することが必要になってくると思います。今後はそのことについてもコメントいただけると良いかと思います。

(岡島委員)

7ページのカバー率について、取組を辞めてしまった市町村もあるとの説明がありました。どの市町村でしょうか。

(事務局)

日進市、犬山市、江南市、扶桑町、みよし市の5つの市町が該当します。平成19年度からの1期対策では取組を行っていましたが、事務負担により人員がとられてしまい、ついていけず手を下してしまったという状況です。

(岡島委員)

昨年度に辞めてしまったということではなく、19年度を取組で辞めてしまったということでしょうか。

(事務局)

19年度から23年度の1期対策までは取組を行っていましたが、24年度からの2期対策には入らずに取組を辞めました。

(岡島委員)

辞めてしまった理由というのは、市町村職員の事務負担ですか、あるいは土地改良区や活動組織の事務負担ですか。

(事務局)

どちらも当てはまります。市町村によっては、土地改良区が事務を負担していた事例もあり、そもそもの職員数が少ないなかで多面的機能支払の事務で職員が1人とられてしまい、通常業務が回らなくなってしまったという話も聞いております。

(岡島委員)

わかりました。ありがとうございます。

(長谷川委員)

17、18ページについて、非常に様々な取組を行っており、特に景観形成のための施設への植栽等は134組織という多くの組織で行われ、素晴らしいと思います。その一方で、生物の生息状況の把握は、調査をすること自体が目的となってしまっていないでしょうか。調査して生物が減少しているから保全しましょうとか、愛知県のレッドリストでも多くの生物が絶滅危惧種としてあげられているなかで、それらを水田で保全していきましょうというアクションに結びつけるための調査なのではないかなど。誰かがアクションに移しているのであれば良いですが、そうではなく、

ただ調査して楽しかったですとかこういう生物がいましたで終わってしまうのはもったいない。というのも、生物の生息状況の把握は60組織で取り組んでいるのに対し、在来生物の育成は9組織しか取り組んでいない。

また、景観形成においてもコスモスがいけないとは言いませんが、いつまで外国の植物を植え続けるのでしょうか。別の委員会でも言い続けてきましたが、全く状況が変わらない。そろそろ令和なので変わりませんか。例えば愛知県ですとフジバカマは秋の七草ですが、絶滅危惧ⅠA類になっており、これが水田のどこかで景観植物として植栽されれば、これが本当の日本の風景なのではないかと思います。というのも、子どもたちは明治時代以降に入ってきたコスモスが日本の植物だと思ってしまうのではないのでしょうか。本当に残したい日本の風景として、今求められている日本の植物たちをどこで守るのかを考えると、最後の砦が農地なのではないかと思います。そういう意味で日本型の景観のためにお金がついているのではないかと思っていて、ところもあるので、来年は愛知ターゲットのゴールでもあることを考えると、今日すぐには言いませんが、せめて数年後には変わっているように、もしくは1つでも日本の在来種を守るために景観植物として植えることが当たり前になっているように手を打っていただきたいと思います。コスモスを嫌っているわけではなく、きれいだし種も手に入りやすいという感覚でここまで来てしまっている気がします。日本の在来種を植えるという意識改革が行われれば、苗木屋さんも変わって在来種を置くようになると思いますし、フジバカマは天然では絶滅危惧種ですが園芸種としてはたくさん出回っており、渡りをするアサギマダラという蝶の餌場にもなり循環型の生態系保全に繋がるのではないかと思います。これだけたくさんの調査が行われているので、次に繋がるように県からアドバイスしてもらえたらと思います。

(西村委員長)

貴重なご意見ありがとうございました。植栽活動については、今まではおそらくヒマワリ、コスモス等を植えていきながら、目的が生態系保全という観点ではなく、地域住民の盛り上がり、自然に対する関心、あるいは教育的な効果を含めて色々な副次的な効果を生んでいたと思います。そういった活動を10年以上続けてきて、質・量的な効果がだいぶ見えてきたので、より質的に進んだ方向づけのために少し工夫していくと良いかと。そうすることで、一層農業の重要性というものがアピールできるのではないかと思います。また、生物系のことに関しましても、小学生に生物調査をさせることによって自然に関心をもたらず教育的な効果というところで非常に重要な意義があるかと思います。ただそれが、実際に希少生物、在来種の保全に結びついているかというご指摘、非常に貴重なご意見だと思います。さらに、そのような場で生み出される農作物が本当に健康で安全なものかということ、実際に科学的な分析等で証明していきながら、市場に出して売り出していく、そういった具体的な戦略に本来は向かっていくのではないのでしょうか。そういったところで、今までの取組で

十分な成果は得ているのですが、さらに磨きをかけることで非常に素晴らしいものになり得ると考えております。そういったところで、また検討していただければと思います。

(事務局)

私も10年ほど前農地開発事務所で多面的機能支払の担当をしております、小学生と一緒に生物調査をすると、委員長が言われるように、今まで子どもたちが知らなかった地域の田んぼの生物を学ぶ良い機会となっていました。それに対して、今後どのようなアクションを起こすかということは大切だと思います。今までこの事業に取り組むまでは、そういったことを全く知らなかった子どもたちもたくさんいますので、ひとつのいいステップになったと思います。ありがとうございます。

(市橋委員)

今年から初めて委員に選出していただきました市橋ですが、具体的にこのような事業があるというは知りませんでした。私は市場関係者なのですが、皆こういった事業は知らないと思います。

先ほどの景観植物の話について、素人目線ではありますが、コスモスやヒマワリでもある程度まとまってあるだけでも癒されるので、何もないよりは全然良いと思いますし、地域の特徴もあると思うので、そういった華やかな景観を求めていく地域と、日本の在来種を守っていく地域とそれぞれで行っていけば良いのではないかと思います。

7ページのカバー率について、当然農業が盛んな地域については、この事業に参加する農業者や関わる組織もたくさんあって、日の目があると思うのですが、空白やカバー率の小さい市町村では、市の職員も不足しているし実際に関わる人材も不足していると思うのですが、その中でも細々と農業をやっている方とか地域はありますので、そういったところをとりこぼさないように、市だけではなく県や国がフォローしていけると良いと思います。

【農業農村多面的機能支払事業の令和元年度実施状況について】(資料2)

(岡島委員)

3ページの加算措置のうち①について、現状よりも色々な活動に取り組んだ場合に加算するというのは非常によくわかりますが、すべての活動に取り組んでいる組織は非常に頑張っている組織であるはずですが、それ以上増やす項目がないために加算が受けられず、頑張ったのに頑張り甲斐がないとの話を聞いたことがあります。そういった組織に対して、別の支援というのは何かあるのですか。

(事務局)

愛知県では、岡島委員の言われるようなすべての増進活動を行っている組織はな

いのですが、既に複数の増進活動に取り組んでいるのに、今さらこのような加算措置ができて加算は受けられないのかという組織はありまして、県としてもどうにかできないか考え国に相談をしているところではありますが、あくまでも今からの取組追加でないと対象にはできないということで良い回答をもらえていない状況です。

(岡島委員)

それが原因で活動を辞めてしまっただけでは本末転倒ではないですか。もう少し国のほうでも考えていただけるように言っていただけると良いかと思います。

(事務局)

はい。ありがとうございます。

(西村委員長)

制度拡充として対象農用地の拡大や事務の簡素化を行っているところですので、辞めてしまう地域あるいは辞めてしまいそうな地域に対し、こういった措置があるということができるだけアピールしていただいて、特に混住化地域や過疎地域において少しカバー率が低いようですので、そういったところを中心に地域の活動を盛り上げることができたらと思いますので、今後ともご尽力お願いします。

【環境保全型農業直接支払交付金事業の実施状況について】(資料3)

(長谷川委員)

私から3点質問します。

1点目ですが、4ページ目の説明に関して、化学合成農薬の使用回数が半分以下に減った場合の生物多様性効果に対するエビデンスを探したのですが、なかなか見つかりませんでした。

農薬を減らすことは人間にとって良いことと思いますが、逆に農薬の効きが長くなってカエルやトンボなどの生息数が減っていくのではないかととも思います。

実験レベルでは効果あると言われていますが、フィールドレベルでは、まだ検証が不十分だと思います。

個々の農薬ごとに使用回数を減らしたことによる生物多様性保全の影響へのデータがもっと集まると、より良いものになるのではないかと期待します。

2点目ですが、7ページ目のIPMの実践の取組についてですが、この取組は、遺伝子組み換え作物は対象となるのでしょうか。

また、有機農業では有機JAS認証制度などがありますが、IPMに対して県は何らかの認証などを実施しているのでしょうか。

3点目ですが、13ページ目の取組状況について、昨年からのIPMを含めた地域特認取組の実施がありません。

愛知県独自の地域特認取組なのに実施されていないのですが、これらの取組につ

いて、今後どのようにしていくのでしょうか。

(事務局)

1点目の質問についてです。

農薬を半分に減らしたことで農薬の効きが長くなり生物多様性に良くないのではないかという視点では調査がされていなく、十分なエビデンスを示す段階には至っていないと思われます。ご意見を踏まえ、今後、国と意見交換したいと思います。

次に2点目のI PMの取組に遺伝子組み換え作物が対象かどうかについてです。実態として遺伝子組み換えは栽培されていませんが、特に要件上では遺伝子組み換えの制限はありません。実態に沿って制度を運営しています。

(長谷川委員)

もし遺伝子組み換え作物を使いたいとしたら可能なのですね。

(事務局)

使いたいと言われたら制度上は可能です。栽培管理方法しか要件を設定していないので。

また、I PMの認証についてですが、こちらは実施しておりません。

戻りまして、3点目の地域特認取組の実施がなく、今後どうするのかということについてです。

これまでの経緯として、2年前までは、1つのほ場でカバークロープとI PMを同時に取り組んだ場合、両方の取組が事業対象となっていたので、I PMの申請がありました。

昨年からの事業の要件変更により、どちらか1つしか対象にならず、単価が高いカバークロープが選ばれていきました。

事業の申請としてはなくなりましたが、取組としては継続されていると思われます。

また、来年度から新しい制度になり国で要件変更を検討している中で、愛知県ではI PMは廃止となる方向で検討されています。

草生栽培については全国的にニーズ高いことから、全国共通取組へ移行する見込みです。

(伊藤委員)

昨年の委員会で、事業推進にあたり、取組による環境保全効果を周知していくとありました。また、環境保全型農業はとても手間がかかり、取組が難しいと議論したかと思えます。

そのような中で、取組を広げていくためには、地球環境に優しいというボランティア的なことだけでなく、環境保全型農業により農家経営に良いことがあるという、メリット、インセンティブを明確に示していくことが必要なのではないかという話をしました。

昨年話をふまえ、このような観点でどのような取組が行われたのか教えてください。

(事務局)

環境保全型農業における経営的なインセンティブを示すことは、非常に難しい課題であります。

現在、環境保全効果を示す県の取組として、有機農業の盛んな主な地域で、有機農業者を集めた交流会を実施しており、このような機会を活用して環境直払の実施状況や環境保全効果を周知しています。

(西村委員長)

環境保全型農業は非常に重要な取組ですし、日本の農産物を海外に売ろうとすると、国際競争の問題があり、GAP認証をとっていくこと等が必要になってきます。

今後の日本の農業のために非常に重要な取組となると思います。

今後、有機農産物をどのように宣伝して販売まで結びつけるか、農業は地域産業であり、6次産業化しようと話が出ているなか、加工から流通までどのように乗せていくのか、良いものをせっかく作っているのだから、それをどのように儲けにつなげていくのか、その辺のご意見があれば教えてください。

(市橋委員)

環境に優しい農業や有機農業は、食べる側にも環境側にも非常に良いことだとみんなが分かっていると思いますが、現状の日本の市場では、そのような商品に付加価値をつけることが進んでいないのが現状だと思います。

有機農産物は市場が小さいながらも、少しずつ増えてきています。

有機農業は、現状では多くの生産者に受け入れにくいものだと思いますが、土壌や環境に優しい農法で生産していくと、長期的にみると作物が病気になりにくい、収量が上がるなどの利点を聞くので、長期的にみると生産者にとってメリットがあるのではないのでしょうか。

それを直接販売に結びつけていくというよりも、高収量や良い品質につながることで生産者に還元されていくのではないかと考えます。

ヨーロッパなどでは消費者意識が高く付加価値がつくのですが、日本はまだなので、国などの行政による支援や、市民の方々、教育現場等への理解の浸透が重要かと思います。

また、有機農業に関心高い企業とタイアップを考えることも有効ではないかと思えます。

(西村委員長)

何かそのあたり、販売戦略がありましたら、聞かせてください。

(事務局)

現在、愛知県の有機農業の取組は耕地面積の0.44%ほどであり、全体としては少な

いのですが、年々取組は拡大しています。

有機農産物を市場流通に乗せようとする、一定の物量を計画的に出荷することが求められてきます。

現在の有機農業の取組は産地レベルとまではいかず、主に個々の点での活動からグループ形成へ広がっている段階です。

このような中で、有機農業者さんに直接お客さんが買いに行き、納得してそれなりの価格で購入されているのが成り立っています。

したがって、このような現状をふまえ、有機農業者のネットワーク等と連携して、情報を広げたりすることが、今の方策の中心と考えています。

(西村委員長)

国民の健康につながっていく重要な取組となりますので、課題に対して、いろんな方策で取り組まれることが期待されます。

【優良活動表彰について】(資料4)

- ・つどいの開催について

3 その他

特になし

4 閉会

あいさつ(略)